

1. 議事日程（令和5年第3回北広島町議会定例会）

令和5年9月8日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第6号	専決処分の報告について（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第5	報告第7号	専決処分の報告について（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第6	報告第8号	令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第7	報告第9号	放棄した債権の報告について
日程第8	議案第61号	令和4年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	議案第62号	令和4年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第63号	令和4年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第64号	令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第65号	令和4年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第66号	令和4年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第67号	令和4年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	議案第68号	令和4年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	議案第69号	令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	議案第70号	令和4年度北広島町水道事業会計決算の認定について
日程第18	発議第6号	決算審査特別委員会の設置について
日程第19	議案第71号	北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第72号	北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第73号	北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第74号	北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第75号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

日程第24	議案第76号	違約金の額を定めることについて
日程第25	議案第77号	令和5年度北広島町一般会計補正予算（第5号）
日程第26	議案第78号	令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第79号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28	議案第80号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第29	議案第81号	令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第30	議案第82号	令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第31	議案第83号	令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 村竹明治	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 熊谷忠明
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 矢部芳彦	税務課長 植田優香
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
環境生活課長 出廣美穂	農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也
建設課長 竹下秀樹	消防長 笠道宏和	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長 小椿治之	会計管理者 細居治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。先の議会運営委員会において省エネ、節電対策の取組の一環として、本議会における服装をクールビズとすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。また、議場内でのマスクの着用は自由といたしております。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててから、はっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、佐々木議員、7番、美濃議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日9月8日から26日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの19日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりです。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおりです。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、議長報告を終わります。

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。畑田副町長。

○副町長（畑田正法） 前回6月定例会の報告以後に生じた主要事業等について報告申し上げます。お手元の行政報告書をご覧ください。まず、1ページでございます。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金でございます。非課税世帯等の1946世帯に世帯当たり3万円、合計5838万円を支給しております。4ページをお願いいたします。広島県との連携会議及び県議会視察でございます。6月22日、知事と北広島町長との会談を行いました。現地視察として、吉木地区のスマート農業、北広島町まちづくりセンターの視察を行いました。その後、意見交換を行っております。5ページです。県議会総務委員会県内調査、7月20日に行われました。旧川迫小学校サテライトオフィス内の視察をし、その後、意見交換をしております。6ページでございます。企業版ふるさと納税、現在、6件370万円の寄附をいただいております。8ページ、個人のふるさと寄附金でございます。6月30日現在182件、840万1000円の寄附をいただいております。少し飛びまして20ページをお願いいたします。カーボンニュートラル推進事業でございます。北広島町ゼロカーボンタウン推進加速化事業補助金申請状況でございます。7月末現在で73件の申請があります。設備別の申請状況につきましては、下の表のとおりでございます。25ページをお願いいたします。観光振興対策事業でございます。観光大使として、金春流能楽師政木哲司さんを任命しております。本町の観光大使として7人目となります。私からの報告は、以上であります。教育委員会関係につきましては、教育長から報告を申し上げます。

○議長（湊俊文） 池田教育長。

○教育長（池田庄策） 続きまして、教育委員会から教育行政について報告を申し上げます。30ページをお開きください。学校教育課学校教育活動では、7月28日にいじめ問題対策連絡協議会を、8月8日にいじめ問題対策委員会を開催しまして、関係機関といじめ問題への対応と未然防止に取り組んでおります。8月21日、今年度の教職員初任者7名の初任者研修会を実施しております。令和4年度に全校に設置いたしましたコミュニティスクールを記載のとおり各校で開催をしております。安全・安心な学校施設では、北広島町学校給食センター新築工事を、続いて31ページ、北広島町学校給食センター敷地内道路駐車場造成工事をそれぞれ設計監理業務と併せ、記載の期間、金額、相手方で契約をしております。併せまして学校給食受配校プラットフォーム整備工事設計業務を契約し、来年度2学期の学校給食センターの供用開始に向けて取り組んでいるところでございます。続きまして32ページ、生涯学習課の報告でございます。まず、北広島ふるさと夢プロジェクト事業でございますが、本年も5年生の民泊事業、記載のとおり実施しております。続きまして、社会教育管理運営事業でございますが、社会教育委員会議、7月7日開催をいたしました。図書館事業でございますが、北広島町図書館新システム導入に伴いまして、7月10日から19日まで全館休館、7月20日より新しいシステムで通常運営を行っております。次、33ページをお願いいたします。文化財保護収蔵庫等管理事業でございますが、記載のとおり、「甕れ日野山城跡」はじめ企画展等を行っております。自然館事業でございますが、観察会及び保全運動につきましては、6月3日の龍頭山の野鳥観察会から、8月5日の「昆虫を捕まえて観察してみよう」というところまで事業を行っております。教育委員会からは、以上です。

○議長（湊俊文） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第6号 専決処分の報告について

日程第5 報告第7号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第6号、専決処分の報告についてから、日程第5、報告第7号、専決処分の報告についてまでを一括議題とします。以上、2件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第6号から報告第7号につきまして一括して概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第6号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。議案集の3ページをお願いします。報告第7号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課から、報告第6号、報告第7号についてご説明申し上げます。議案集の1、2ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集2ページ、専決処分第5号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和5年7月24日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和5年6月13日午後5時頃、新郷57番1付近、町道新郷1号線を走行中、破損したグレーチング上を通過したことにより、右側後輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は相手方に対し、損害賠償として4000円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。4、損害賠償額は4000円で、内訳は、タイヤの総修繕費額の全額でございます。引き続きまして、報告第7号、専決処分の報告について建設課からご説明申し上げます。議案集3、4ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集4ページ、専決処分第6号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和5年8月7日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和5年7月2日午後5時40分頃、新庄字蓮河内2402番2付近、町道船埤線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより右側前後輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は相手方に対し、損害賠償として1万3800円の支払義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。4、損害賠償額は1万3800円で、内訳は、タイヤの総修繕費額3万4500円の4割でございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 2件について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議

員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。5号も6号も同じであります、やはり道路等の修繕、あるいは管理が行き届いていないということで、被害者の方から、このような事件がありましたという連絡があって対処されたことだろうと思いますが、いつもこういった専決が出てくるといふことでありますから、できれば事前に陥没調査というのは難しいかと思いますが、そういうふうなことを常々しておくという必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えいたします。毎月ではございますが、連絡調整会議の折に各課のほうに町内を出る時があれば、異常箇所があれば報告していただくように、また町民の方、その他の方、いろんな方からご報告があった所については修繕をするように指示しておりますけれども、なかなか指示して修繕するまでの間に、こういった事故が起きるといふこともございます。なるべく発見して早急に対応させていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 他に、10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。1点確認させてください。専決処分第5号が全額とおっしゃいまして、第6号が4割、この全額と4割の差は何だったのか、ここを伺いたいです。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 今までの事例ですと、道路陥没に関しては何割というふうに保険会社のほうで判断されておりますけど、今回全額の部分については、ご説明したとおり、グレーチング上の破損箇所を通過したことによるパンクでしたので、他の事例と総合して判断され、全額というふうに判断されております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 道路陥没は割合が決まって、グレーチングは今後全額になる可能性が高いという認識で良いですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 他町の事例から見ても、そのような可能性、割合が高くなる可能性があると思っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第6号、専決処分の報告について及び報告第7号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第8号 令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（湊俊文） 日程第6、報告第8号、令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案集の5ページをお願いします。報告第8号、令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものです。詳細につきましては、担

当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 報告第8号、令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政政策課からご報告いたします。なお、同法律に基づきまして、監査委員の審査を受けました結果は、別途配付されております審査報告書のとおりでございますので、そちらと併せてご覧いただければと思います。まず、健全化判断基準項目及び本町における早期健全化基準についてご説明いたします。1、実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示すもので13.42%、2、連結実質赤字比率は、全会計の赤字比率を示すもので18.42%、実質公債費比率は一部事務組合を含めた公債費に係る一般会計負担額を示すもので25.0%、将来負担比率は、第三セクターを含めた負債額を示すもので350.0%であり、この4項目のうち1項目でも基準以上である場合早期健全化団体として財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化を図ることが求められております。また、将来負担比率を除きますさらに別に設定された財政再生基準の3項目、実質赤字比率20.0%、連結実質赤字比率30.0%、実質公債費比率35.0%、このうち1項目でも基準以上である場合、財政再生団体として財政再生計画を策定し、国などの関与により、確実な再生を図らなければならなりません。本町の数字を申し上げますと、実質赤字比率は、普通会計におきまして、実質収支が黒字であることから該当はしておりません。連結実質赤字比率につきましても、普通会計に特別会計及び水道事業会計の全会計を連結した実質収支が黒字であり該当しておりません。実質公債費比率は12.9%で、基準、先ほど申し上げました25%未満であり、前年度より0.8ポイント改善をしております。町の全会計に一部事務組合及び第三セクターを含めた全負債額の比率であります将来負担比率は47.1%で、基準であります350%未満であり、前年度からは10.2ポイント改善をしております。次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計など4会計の決算において資金不足はございませんでした。以上、本町は早期健全化基準を下回っており、資金不足比率も不足額を生じていないこと、いわゆる健全な財政状況であることをご報告いたしますが、今後も施策課題への対応や価格高騰など、現在直面している社会情勢に対応していく必要がございます。厳しい状況が続くことが予想されることから、引き続き計画的な財政運営に努めてまいります。また、この結果につきましては、広報紙やホームページ等で公表いたします。以上で、財政政策課からの報告を終わります。

○議長（湊俊文） 本件についてこれより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第8号、令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第9号 放棄した債権の報告について

○議長（湊俊文） 日程第7、報告第9号、放棄した債権の報告について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第9号につきまして概要を説明します。議案集の6ページを

お願いします。報告第9号、放棄した債権の報告について、北広島町債権管理条例第15条第1項の規定により、町の非強制徴収債権を放棄したので同条第2項の規定によりこれを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 報告第9号、放棄した債権の報告についてにつきまして、税務課からご報告いたします。議案集の6ページ、7ページをご覧ください。令和4年度中に債権管理条例に基づき放棄しました非強制徴収債権は、住宅新築資金貸付金ほか合わせて5つの債権です。内訳ですが、住宅新築資金貸付金が14件、279万1340円、土地建物貸付収入が3件、32万4000円、農業集落排水使用料が2件、5万8446円、きたひろネット利用料が7件、19万2761円、水道料金が7件、5万1747円で、合計件数と金額は記載のとおりでございます。放棄した債権は、時効期間が既に経過しており、債務者の所在不明等により納付折衝ができない。また、破産による免責決定されたなどの理由により、回収の見込みのない債権でございます。このたびの債権放棄についてご理解をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（湊俊文） 本件について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃です。この中の住宅新築資金貸付金ですが、結構今回多く出てるんですが、いつも言いますように、県の住宅新築資金貸付助成事業と言うのがあって、条件が当てはまると、県が3分の1でしたか、国とか、補助というか交付されるんじゃないかということがあるんですが、この中にはそれはないんでしょうか、ない場合は、なぜないのか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 今回、不納欠損として報告しましたこの貸付金については、先ほど議員がおっしゃった県の補助金の対象となりましたので、補助金の交付を受けているものです。これは全てにおいて補助金の交付を受けているものです。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、この補助金は、会計上では今回の補正に入るのか、令和4年度の決算に入るのか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） この補助金については、4年度ではなくて、大分前にも補助金を受けておりますので、令和元年度の歳入の県の補助金のほうに入っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、令和元年度、5年前に県の確認を受けて補助金が入ってて、今回、債権の放棄ということになるわけですが、このタイムラグはなぜ起きてるんですか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 県の補助金を受けて、今回、不納欠損まで時間がかかった理由なんですけども、県の補助金については、国費部分について県の補助金があるんですけども、今回のこの貸付金については国費と町費がありまして、町費についても同じように回収不能の債権として不納欠損しても良いかどうかというような整理をしております、かなり時間がかかってお

ります。とは言え、相当な時間がかかってしまいましたので、今後はこのような時間がかかり過ぎないように対応していこうと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。まず、時効というふうな説明がありました。時効であるとすれば、年度をこのぐらい連続してという、例えば平成20年、21年、23年というふうにつながるということ自体がちょっと理解できませんし、まず新築資金貸付金については、これは元利ともなのか、いやいや元金だけなんですよということなのか、そこのところの説明もお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 今回の平成20年から令和元年度については、時効という理由の部分もあるんですけども、条例の中で、破産法の規定によって、債務者が当該債権について責任を免れた時というのがありまして、今回、これにはまるものです。以上です。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 両方入っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 時効ということも一部はあるけども、それだけではない理由で債権を放棄するというものであります。多分、前半のほうの新築資金については、金額は同じなんで同一人だろうというふうに思いますが、それに間違いないのかということ。それから土地建物貸付についても、18年度、19年度、20年度については、1万800円というふうなことで、これも多分同一人なのかなというふうなことです。同じ理由で、これだけの言ってみれば、またげるようなものの債権の放棄をせにゃならんという事態に今なってきたのが事実なんでしょうが、そこのところでもう少し詳しく伝えていただければありがたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 住宅新築貸付資金については、これは議員がおっしゃるとおり同一人物、債務者は1人です。1人なんですけども、これが契約としては2件ありまして、20年度から26年度の7か年分と、25年度から令和元年度の7か年分で全部で14件というふうになっております。債務者が1人ということでありまして、債務者の状況が、先ほど少し触れましたように、県の回収する見込みがない債権のための補助金というのがありまして、その該当になりましたので、その交付を受けて、今回全てにおいて不納欠損という形で報告をさせていただいているものです。以上です。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第9号、放棄した債権の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第61号 令和4年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

日程第17 議案第70号 令和4年度北広島町水道事業会計決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第61号、令和4年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、議案第70号、令和4年度北広島町水道事業会計決算の認定についてまでの決算認定関係10議案を一括議題とします。以上、10議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案集の8ページから17ページまでをお願いします。議案第61号、令和4年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第70号、令和4年度北広島町水道事業会計決算の認定についてまで、10会計の決算認定議案について説明します。議案第61号から議案第69号までは地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。議案第70号は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。よろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。次に、令和4年度北広島町一般会計、特別会計及び事業会計の決算審査10件について、山根代表監査委員から、審査結果並びに監査意見の報告を受けます。山根代表監査委員。

○代表監査委員（山根千昭） 代表監査委員の山根でございます。令和4年度北広島町決算審査報告を行います。先に町長より依頼がありました令和4年度北広島町各会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る7月26日から8月2日までの間で実質5日間、森脇監査委員とともに審査を行いました。審査結果につきましては、お手元にお配りしております北広島町決算審査意見書のとおりであります。審査の経緯と結果につきましては、町長より提出された各会計決算書並びに財産に関する調書に関して関係法令に適合して調製されているか否かについて、その関係帳簿等照合し、併せて、その予算執行状況について関係各課より説明をいただき、審査を行いました。審査の結果でございますが、令和4年度北広島町各会計歳入歳出決算10件につきましては、関係法令に準拠し、調製されており、いずれも誤りのないものと認められました。意見書の2ページから8ページまでは決算状況に係る総括意見を掲げております。9ページ以降は、一般会計の歳入歳出の予算執行状況、21ページ以降は、特別会計・事業会計の予算実行状況について掲載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。また、令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告につきましても併せて提出しておりますので、申し添えておきます。以上をもちまして、監査委員の令和4年度北広島町決算審査報告とさせていただきます。令和5年9月8日、北広島町代表監査委員山根千昭。

○議長（湊俊文） これをもって、山根代表監査委員の報告を終わります。山根代表監査委員、森脇監査委員には、夏の大変暑い時期に長期にわたり審査をしていただき、大変お疲れさまでございました。なお、決算認定関係10議案については、後日審議、採決を行います。ここで暫時休憩をとります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 38分 休 憩

午前 10時 40分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 18 発議第 6 号 決算審査特別委員会の設置

- 議長（湊俊文） 再開します。日程第 18、発議第 6 号、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。先ほど町長より提案のありました令和 4 年度北広島町決算認定関係 10 議案については、先の議会運営委員会で協議が行われ、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和 4 年度北広島町決算認定関係 10 議案については、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、決算審査特別委員会委員長に 2 番、伊藤立真議員、副委員長に 5 番、佐々木正之議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会委員長に 2 番、伊藤立真議員、副委員長に、5 番、佐々木正之議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 19 議案第 7 1 号 北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から

日程第 23 議案第 7 5 号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第 19、議案第 7 1 号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第 23、議案第 7 5 号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの 5 議案を一括議題とします。以上、5 議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第 7 1 号から議案第 7 5 号につきまして、一括して概要を説明します。議案集 18 ページをお願いします。議案第 7 1 号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、こども家庭庁設置法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 31 ページをお願いします。議案第 7 2 号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、こども家庭庁設置法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 33 ページをお願いします。議案第 7 3 号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、宿泊研修センターの利用料金の見直しに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 36 ページをお願いします。議案第 7 4 号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、大朝教職員住宅の 3 号棟、4 号

棟について、教職員住宅としての用途を廃止するため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の39ページをお願いします。議案第75号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、放課後児童クラブのみなし支援員に関する経過措置の期間を無期限化することに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 議案第71号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第72号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、福祉課からご説明いたします。最初に議案集18ページをお願いいたします。今回、提案させていただきました一部改正条例は、こども家庭庁設置法の施行により、関係省令の一部改正が行われ、主務大臣が変更となったため、本条例の一部を改正するものでございます。続きまして、議案集31ページをお願いします。本一部改正条例も同様にこども家庭庁設置法の施行により、関係省令の一部改正が行われ、主務大臣が変更となりましたので、本条例の一部を改正するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議案第73号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、商工観光課からご説明いたします。議案集33ページ、34ページをお願いいたします。本条例は、北広島町豊平総合運動公園内の宿泊研修センターどんぐり荘の利用料金について、昨今の社会情勢や原油価格や物価高騰に対応しつつ、施設を効率的に運営していく目的で、利用料金の見直しを行うための改正するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議案集の36ページをお開きください。議案第74号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。提案の理由でございますが、昭和57年度に建築し、老朽化が著しく、また、道路交通網の整備などにより近年入居がない大朝教職員住宅の3号棟、4号棟について教職員住宅としての用途を廃止し、地域における有効活用を図るため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。用途を廃止するため、条例別表中、大朝教職員住宅3号棟、4号棟を削除いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 議案第75号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、生涯学習課からご説明を申し上げます。議案集の39ページをお願いいたします。この条例の一部改正は、令和5年4月12日にこども家庭庁生育局通知により、放課後児童健全育成事業実施要綱が改正されたことに対応するものでございます。個々の研修修了期限は課されるものの、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置自体は無期限化されるものでございます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上、5議案については、後日、

審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第76号 違約金の額を定めることについて

- 議長（湊俊文） 日程第24、議案第76号、違約金の額を定めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の41ページをお願いします。議案第76号、違約金の額を定めることについて説明します。本案は、違約金の額について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 議案第76号、違約金の額を定めることについて、環境生活課からご説明申し上げます。議案書41ページをお願いします。本案につきまして、北広島町ゼロカーボントウン推進に向けた取組の一つである電力の地産地消事業に関わるものでございます。北広島町川小田小水力発電所で発電した余剰電力は、これまで固定価格買取制度により中国電力ネットワーク株式会社に売電を行ってまいりましたが、買取期間が終了することに伴い、売電先を新電力会社に変更することになりました。併せて、新電力会社から余剰電力相当分の電力を公共施設で買入れ、電力の買取りと供給のバランスを町内で図るものでございます。そのため、買入先の公共施設においては、中国電力株式会社との契約期間中での電力切替えになりますので、違約金が発生するものでございます。違約金の発生する施設及び額につきましては、記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第77号 令和5年度北広島町一般会計補正予算（第5号）から

日程第31 議案第83号 令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第25、議案第77号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第5号から、日程第31、議案第83号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号までの7議案を一括議題とします。以上、7議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、令和5年度補正予算の概要について一括して説明します。別冊の令和5年度補正予算書をお願いします。議案第77号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第5号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3800万円を追加し、予算の総額を166億3100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業の実施のほか、旧南方小学校活用整備事業に係る消防用設備等追加整備の実施、学校給食センター施設整備に係る厨房機器整備費の追加、町道等除雪委託料の追加に係る費用などを計上しております。なお、人件費につきまし

て、4月の人事異動などによる各会計間、予算科目間で所要の調整を行っております。繰越明許費補正は、第2表に1事業を、債務負担行為補正は、第3表に4事業追加をしております。また地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第78号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3300万円を追加し、予算の総額を19億7300万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、財政調整基金への積立て及び人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第79号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850万円を追加し、予算の総額を6億8050万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設の機器等修繕及び人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第80号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、予算の総額を3億7120万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設の機器等修繕及び人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第81号、令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7700万円を追加し、予算の総額を32億3000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、介護給付費準備基金への積立て及び電気・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第82号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更ませんが、歳入予算において繰越金など歳出予算において、人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第83号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ810万円を追加し、予算の総額を1億6810万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、人事異動による職員給与費の調整及び医療廃棄物処理に係る費用などを計上しております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明を行います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第77号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第5号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。事前に配付しております資料の令和5年度9月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回、一般会計の補正額は、5億3800万円の増額補正で、補正後の予算額は、166億3100万円となります。編成上のポイントとしましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業の実施、旧南方小学校活用整備事業に係る消防用設備等追加整備の実施などでございます。下段は、一般会計・特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。次のページをご覧ください。9月補正における主要施策を第2次北広島町長期総合計画改訂版の政策分野に沿って記載しております。また、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、担い手育成総合支援事業における土壌改良等工事請負費の増210万円、環境貢献林整備事業補助金等の増404万3000円の追加などを、施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、豊平運動公園運営事業における高圧ケーブル更新工事請負費等619万5000円、母子生活支援委託料の

増538万9000円、観光まちづくり計画策定委託料等1600万円、学校給食センター厨房機器整備費2200万円、絵画収納棚等設置委託料103万4000円の追加などを、政策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、医療従事者育成奨学金の増120万円、国県支出金を活用して実施する電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業の実施のための介護保険特別会計への繰出金の増2579万5000円の追加などを、政策分野Ⅳ、生活基盤の強化・強靱化では、国県支出金を活用して実施する省エネ機器買替補助金等4654万円、旧南方小学校改修工事請負費等の増2946万2000円、町営バス運行委託料350万5000円、道路維持作業、町道等除雪委託料等の増1億2446万6000円の追加などを、政策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、ふるさと寄附金に係る受領書発送等委託料等の増3680万1000円、財政調整基金積立金1億1000万円、特定目的基金であるふるさと基金積立金7000万円の追加などを計上しております。なお、この一覧表中に資料と記載しております事業につきましては、事業の目的、事業概要などの説明資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。繰越明許費補正でございます。10款教育費、1項教育総務費、学校給食事業につきまして金額を変更するものがございます。次に、補正予算書の第3表をご覧ください。債務負担行為補正でございます。千代田開発センターESCO事業をはじめ追加4事業を計上しております。また、第4表に地方債補正を目的別に計上しております。臨時財政対策債の借入限度額の確定に伴う減額調整、公共事業等債、災害復旧事業債、一般単独事業、過疎対策事業債の追加、辺地対策事業債の減額により、補正後の借入限度額を総額で24億1602万6000円とするもので、補正前より3883万4000円の増額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第78号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。今回の補正は、1款で人事異動に伴う人件費の増、また、2款では葬祭費の増、3ページ、4ページに移っていただいて、6款で財政調整基金積立金を増額するものです。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書をお願いします。歳出の増額に伴いまして、保険給付費等交付金、一般会計繰入金を増額するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第79号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号につきまして、環境生活課からご説明申し上げます。歳出予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いいたします。歳出1款1項1目一般管理費の増額、1款1項2目会計管理費の増額、2款1項1目下水道新設費の減額、そして、2款1項2目下水道管理費を増額し、合計850万円の増額をお願いするものがございます。補正予算の主なものとしては、一般管理事業費の補償補填賠償金の増額でございますが、これは川小田小水力発電所で発電した余剰電力を活用し、電力の地産地消を目的に千代田浄化センターへの電気供給の従来と異なる電力会社に変更する際に生じる電気供給契約に係る違約金でございます。次に下水道管理事業の需用費の増額につきましては、これは大朝処理区域内のマンホールポンプ、千代田浄化センターの老朽化した機械器具の修繕を行うものがございます。また、これに対する歳入でございますが、

1 ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書 1、2 ページをお願いします。歳入 1 款 1 項 1 目受益者分担金を増額、1 款 2 項 1 目受益者負担金を増額、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金を減額、5 款 1 項 1 目繰入金を増額し、合計で、歳出と同額の 850 万円を増額するものでございます。続きまして、議案第 80 号、令和 5 年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書 1、2 ページをお願いします。歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費を減額、2 款 1 項 2 目農業集落排水管理費を増額し、合計 90 万円の増額をお願いするものでございます。一般管理事業の公債費の増額につきましては、令和 5 年度中に支払う消費税の地方消費税の納付額が確定したことによるものでございます。次に、農業集落排水管理事業の需用費の増額であります。千代田・豊平地域の各処理施設にあります老朽化した機械器具の修繕を行うものでございます。以上、歳出合計 90 万円の増額をするものでございます。また、これに対する歳入でございますが、1 ページ戻っていただき、歳入事項別明細書 1、2 ページをお願いします。歳入 4 款 1 項 1 目一般会計繰入金を減額、5 款 1 項 1 目の繰入金を増額し、合計で歳出と同額の 90 万円の増額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第 81 号、令和 5 年度北広島町介護保険特別会計補正予算第 1 号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書 1 ページ、2 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費を 2500 万円増額するものです。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金重点交付金を活用し、介護施設等価格高騰対策支援金として、介護施設や事業所の電気料及び燃料代の高騰に対する支援を行うものです。4 款地域支援事業費につきましては、職員手当等の人件費の補正のほか事業費の調整を行っております。3 ページ、4 ページの中段をお願いします。5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は 6500 万円を増額します。7 款 1 項 2 目償還金につきましては、8435 万円を増額するもので、これは前年度の介護給付費、地域支援事業費等交付金の事業費精算によるものでございます。5 ページ、6 ページをお願いします。7 款 2 項 1 目一般会計繰出金につきましては、180 万円を増額し、前年度の一般会計からの繰入金について精算を行うものとなります。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書をお願いいたします。1 ページ、2 ページは、いずれも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分になります。次のページをお願いします。7 款 1 項一般会計繰入金は 2579 万 5000 円を増額するもので、歳出の一般管理費で説明しました介護施設等価格高騰対策支援金分などの繰入れとなります。7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は 1063 万 7000 円減額し、8 款繰越金は 1 億 6146 万 7000 円増額するものです。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 先ほど環境生活課長から説明漏れがありましたので許します。環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 失礼いたしました。農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号の件でございます。歳入事項別明細書の説明の時に 5 款 1 項 1 目繰越金のところを言い間違えてましたので、もう一度言わせていただきます。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金を減額、5 款 1 項 1 目繰越金を増額し、合計で 90 万円の増額をお願いするものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第 82 号、令和 5 年度北広島町電気事業特別会計補正予算第 1 号について、農林課から説明申し上げます。歳出予算事項別明細書の 1 ページ、2 ページをお願い

いたします。1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動に伴います職員手当等の補正を計上しております。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして事項別明細書、歳入の1ページ及び2ページをお願いいたします。3款2項1目基金繰入金につきましては、令和4年度の繰越金の確定に伴い、基金繰入金の減額補正を行うものでございます。4款1項1目繰越金につきましては、令和4年度事業の繰越金を計上するものでございます。以上で農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第83号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項施設管理費については、809万円増額するもので、職員手当等の人件費の調整のほか、役務費130万5000円として歯科診療所医療廃棄物処理手数料、ちゅピc o m利用料等を計上しております。2款1項1目医療用機械器具費につきましては、財源更正のみとなります。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金を歳出補正に伴い、25万4000円を増額します。5款1項1目繰越金を724万6000円増額するもので、内訳は、2ページに記載のとおりとなります。7款1項1目病院事業債は、県医療施設等設備整備事業補助金の減額交付決定に伴い、60万円を増額しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上、補正予算関係7議案については、後日、審議採決を行います。以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。次の本会議は、9月14日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 18分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~